

中小会社の外部会計情報の提供について

堂野崎 融*

Disclosure of external accounting information by smaller entities.

Tooru Doonosaki *

In this paper, the applicable entities for accounting and reporting standards, standards of accounting method, reporting standards, and auditing for smaller entities are considered. And also, accounting and reporting standards for smaller entities in the United States and United Kingdom are considered, where the applicable entities for accounting and reporting standards, standards of accounting method, reporting standards, and auditing are considered.

In this paper, the author proposes a uniformity of the applicable entities for accounting and reporting standards, standards of accounting method, reporting standards, and auditing for smaller entities. And moreover, he proposes a new accounting system for smaller entities on the basis of management accounting system.

Key Words (キーワード)

Smaller entities (中小会社), The applicable entities for accounting and reporting standards (適用範囲), Standards of accounting method (会計処理基準), Reporting standards (開示基準), Auditing (監査)

序 論

我が国には、法人企業形態を取っているものが約 266 万社あり、なかでも株式会社の形態を取っている企業は、表 1 にもあるように約 74 万社ある。この中で、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下、商法特例法という）」において規定されている分類方法により、中・小会社を区別できる。その数は、株式会社全体の約 96 % 以上を占めている。大・中・小会社の分類は、商法特例法の規定によると、資本金 5 億円以上又は負債合計額が 200 億円以上の会社を大会社、資本金 1 億円以下の会社が小会社というものである。また商法特例法では、大会社、小会社の間には挟まれる資本金 1 億円超 5 億円未満の会社が中会社と考えられる。この規定に照らして会社数を見ても、大会社が約 7 千社であり、中会社が約

1 万 5 千社で、小会社が約 71 万社ということになる。

つまり、日本経済を支える多くが中小会社によると言えるであろう。

本論文では、株式を公開していない、商法で言うところの閉鎖会社である中小会社に焦点をしばり、そこでの会計に関する基準について検討してみたい。

先にも述べたが、日本には約 72 万社もの中小会社が存在する。その中小会社の制度、特に中小会社に対する会計基準について報告書が作成された。それは、経済産業省中小企業庁における「中小企業の会計に関する研究会」¹⁾において、また、日本税理士連合会に付設された「中小会社会計基準研究会」²⁾において、更に、日本公認会計士協会の「会計制度委員会」において検討がなされ、それぞれが中小会社に対する会計基準に関する報告

* 呉大学大学院社会情報研究科 (Graduate School of Social Information Science, Kure University)

表1 資本金階級別企業数

	総 数		株 式 会 社		有 限 会 社	
	企業数	構成比	企業数	構成比	企業数	構成比
300万円未満	16,621	1.03%	48	0.01%	987	0.12%
300～500万円未満	586,546	36.26%	288	0.04%	583,439	68.64%
500～1,000	205,683	12.72%	345	0.05%	202,763	23.85%
1,000～3,000	673,041	41.61%	613,448	82.40%	57,837	6.80%
3,000～5,000	68,645	4.24%	64,477	8.66%	3,941	0.46%
5,000～1億円未満	36,971	2.29%	36,019	4.84%	898	0.11%
1～3	15,455	0.96%	15,294	2.05%	153	0.02%
3～10	8,495	0.53%	8,468	1.14%	25	0.00%
10～50	4,039	0.25%	4,028	0.54%	10	0.00%
50億円以上	2,104	0.13%	2,091	0.28%	1	0.00%
計	1,617,600	100.00%	744,506	100.00%	850,054	100.00%

総務省統計局統計センター調べ（平成13年）

筆者注：企業産業（中分類）、資本金階級（10区分）、外国資本比率（5区分）、経営組織（3区分）別企業数—全国（一部抜粋・改編）合名・合資・相互会社を除いているため、総数が合わない。

また、株式会社で資本金1000万円以下の会社は、商法附則（平成2年法律第64号）の第5条により、この法律を施行後に成立した会社は5年間、この法律が適用されず、また、第6条により解散とみなされても、第6条2項により、3年以内に限り、株主総会の決議により継続が可能となっている。

書を公表している。そのような中、私自身もベンチャービジネスに関心を持ち、そして会計処理に実際に携わってみて、現状でよいのかという疑問を持ったのである。

中小会社においては、事実様々な問題が山積みとなっている。その中でも、中小会社内における会計に関する考え方の希薄さが問題となるであろう。基本的に閉鎖会社においては身内（親族、知人、友人、よくてメインバンクとしている銀行）から資金調達を行っているため、外部に対する情報提供を行う必要性があまりなく、外部に対する情報提供を行うという認識をあまり持っていないということにある。また、外部に情報提供を行う必要性があまりなかったために、中小会社の会計実務は一般的に税務のみを念頭に置いて行われてきた。これは古い体質と言わざるをえないであろう。こうした体質を改善し、より多くのビジネスチャンスを掴むような経営を行うために、中小会社はこれまでの考え方を変えなければならなくなってきたのは確かである。そのための方策の一つとして、会計情報の提供の必要性があげられよう。

しかし、会計情報提供における前提条件として、その会計情報が「会社の財産及び損益の状況を正しく表示している」ことが必要である。その保証として必要なのが監査である。

商法において外部監査を義務付けているのは、商法特例法第2条において、監査役の監査の他にも会計監査人の監査を受けなければならないと規定されているのは、大会社とみなし大会社だけであり、それ以外の会社は監査役監査のみでよいとされている。大会社においては、監査人（商法特例法第4条）が監査を行っているので、信頼性は保証されている。しかし、中小会社においては、要求されてはいない。これは、中小会社が貸借対照表及び損益計算書を何らかの形で公表したとしても、その意義が半減されてしまう。そこで、本論文において、現状ではどのようになっているか、それをどのように改善したらいいのかということについて検討したいと思う。

なお、本論文では、中小会社についての定義は次のとおりである。中小会社は、商法特例法で言う小会社及び中会社である。

第一章 制度の現状

第一章においては制度の現状として、企業会計原則、商法、証券取引法（以下、証取法という）がどのような会社を主たる対象としてきたのか検討してみたいと思う。

まず「企業会計原則」は、その前文においても明らかのように、大企業を前提とした会計制度の改善統一を指向して作成されたものである。またそれは、公認会計士の監査の際の基準としての性格を持っている。つまり企業会計原則は、株式を公開している大企業を指向していると言える。

次に、商法であるが、商法改正の多くは、商法特例法の小会社に関する規定を除いて、大会社を対象にして行われてきたし、「株式会社らしい株式会社」という用語もあって大会社を前提として考えられてきた。これらの事実、商法は大会社を指向し、中小会社は有限会社法によって対応されていると考えられよう。その事実を反映して、昭和56年において「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点（以下、「大小会社区分立法の問題点」という）」が公表された。

最後に、証取法は、第一条の目的においても明らかのように、投資家保護の目的をもった制度であり、専ら、株式上場会社を対象にした法制にはかならない。

これまでみてきたように、現状はいずれの法律、規則、原則をみても、主たる対象を大会社としていられると思われる。このことは、日本企業の約96%も占めている中小会社のことを考慮しているとは思えない。日本における主要企業が中小会社であるから、現在の制度を改正し、もしくは新たに作りなおすことが必要なのではないだろうか。

第二章 中小会社会計基準

第一節 わが国の中小会社会計基準

わが国には、中小会社の会計に関して、現在、3つの基準が存在する。それは中小企業庁が、「中小企業の会計に関する研究会」による、「中小

企業の会計に関する研究会報告書」（以下、中小企業庁基準という）が一つ。これを基に、日本税理士会連合会が「中小会社会計基準研究会」を設置、「中小会社会計基準研究報告書」が作成され、パブリックコメントが求められた後、「中小会社会計基準」（以下、税理士会基準）を公表したのが二つ目。また日本公認会計士協会は、「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（以下、会計士協会基準という）が三つ目である。

中小企業庁基準は「中小企業が計算書類を作成するに当たり、中小企業にとって不明確さを解消するため、また、中小企業が取引先や金融機関から信頼を得られるようにするために、会計の望ましいあり方を検討する必要がある³⁾」としており、中小企業の会計について検討されている。

また、前文においてゴーイング・コンサーンとして継続している中小企業を巡る環境（金融機関、取引構造等）の変化を挙げ、「需要の停滞」「資金調達の困難」が中小企業の問題点として強く認識されていると言い、中小企業に積極的な経営革新や第二創業が必要であると述べている。この経営革新を具体的に言えば、経営状態の積極的な開示により、信頼を確保することで資金調達の困難という問題が解決され、第二創業を行うことで需要の停滞の問題が解決できるのではないかとしている。

税理士会基準は、前文において、会社の利益計算に用いられる法規である証取法及び関連緒則と商法及び関連緒則をあげ、また、法人税法上の所得計算規定が商法上の利益計算に影響を及ぼすことがあるため、法人税法上の所得計算規定と税務通達も会計処理の法規として考慮する必要があると述べている。更に、証取法の適用を受けない中小会社に証取法の会計基準を強制させることは中小企業に過大な負担を強いることになり、結果として経営を阻害するのではないかという危惧も述べている。そこで、中小会社に即した内容の会計基準を作成しなくてはならないとして、中小会社会計基準を作成したのである。その中小会社会計基準の目的を以下に挙げる。

「中小会社の実態を明らかにし、かつ、会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要な十分な情報開示を行うことを目的とし、商法上の計算書類を作成するに際して準拠すべき事項を定めることとする」⁴⁾

このことからわかるように、現状では中小会社の実態や、会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要十分な情報開示が必要なのである。そして、商法上の計算書類を作成するに際して準拠すべき事項を定めると明記してあることから、商法上の計算書類を作成するに際して準拠すべきものが必要となってきたことがわかる。

会計士協会基準は、中小会社の実務には、計算書類の作成方法は多種多様なものが、混在しており、統一されていないため、中小会社の会計のあり方を明確にする必要があると前文でいっている。また平成13年の商法改正により、インターネットでの公告が可能となったことから、不特定多数の人々に計算書類を閲覧されるのであれば、その計算書類は統一された会計基準に準拠して作成されてなければならないとしている。

(適用範囲)

中小企業庁基準、税理士会基準、会計士協会基準はそれぞれ異なった適用範囲を示している。それを検討してみたい。

中小企業庁基準は、商法特例法上の小会社で株式の公開を当面向指していない会社を対象としている。公開会社、商法特例法上の大会社の子会社は対象外としている。

次に税理士会基準は、商法特例法第2条の適用を受ける会社以外の株式会社を対象としている。また、運用指針として、有限会社、合名会社、合資会社等もこの会計基準によることができるとして、中小企業全体を視野に入れている。

最後に会計士協会基準は、商法特例法上の中会社・小会社としている。対象外の中小会社として、「みなし大会社」、「証券取引法監査の対象となる中会社」、「公開予定の中小会社」、「公開を予定していないが、商法監査に準ずる監査として任意監

査を受けている会社」、「親会社、関連会社が公開会社であり、連結の範囲に含まれるため会計監査が求められる中小会社」としている。つまり、非公開株式会社でかつ、任意監査を受けていない、もしくは会計監査を求められていない株式会社に限定している。

このようにそれぞれ、対象となる会社が違うため、現状ではこの対象となる会社の範囲を統一していく作業が必要ではないだろうか。

(会計処理基準)

中小企業庁基準の各論は、会計方針の変更、金銭債権、貸倒引当金、有価証券、棚卸資産、固定資産、繰延資産、引当金、退職給与引当金・退職給付債務、リース取引、費用・収益の計上、経過勘定項目、税効果会計、キャッシュフロー会計、注記事項について触れている。

税理士会基準の各論は、会計処理の選択と変更、時価の意義、金銭債権、貸倒損失・貸倒引当金、外貨建取引・外貨建資産等の換算、有価証券、棚卸資産、固定資産、のれん(営業権)、繰延資産、引当金、退職給与引当金・退職給付債務、リース取引、収益費用の計上、経過勘定、資本金・剰余金、税効果会計、キャッシュフロー計算書、注記事項について触れている。

会計士協会基準の各論は、売掛債権等、金融商品等、棚卸資産、経過勘定項目、有形固定資産、ソフトウェア、税効果会計、繰延資産、引当金、退職給付債務、ヘッジ取引、リース取引、外貨建取引、後発事象について触れている。

各基準には、それぞれ、定めていない項目が存在する。その定めのない項目に関しては、各基準ともに、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠することを述べている。

しかし、概ね、中小企業庁基準はその基準制定に商法を、税理士会基準は、法人税法(取扱通達を含む)を、会計士協会基準は企業会計原則及び諸会計基準を主眼としているように思われる。用いられている用語がそれぞれの基準において多少異なるため、ここでは便宜上次の表のように統一し、大きな違いのあるものについて検討を加えた

表2 統一用語

本論文で統一して用いる用語	中小企業庁基準	税理士会基準	会計士協会基準
会計方針の変更	会計方針の変更	会計処理の選択と変更	
時価の意義		時価の意義	
金銭債権	金銭債権	金銭債権	売掛債権等
貸倒引当金	貸倒引当金	貸倒損失・ 貸倒引当金	
外貨建取引		外貨建取引・ 外貨建資産等の換算	外貨建取引
有価証券	有価証券	有価証券	金融商品等
棚卸資産	棚卸資産	棚卸資産	棚卸資産
固定資産	固定資産	固定資産	有形固定資産
のれん(営業権)		のれん(営業権)	
繰延資産	繰延資産	繰延資産	繰延資産 ソフトウェア
引当金	引当金	引当金	引当金
退職給与引当金・退職給付債務	退職給与引当金・ 退職給付債務	退職給与引当金・ 退職給付債務	退職給付債務
リース取引	リース取引	リース取引	リース取引
ヘッジ取引			ヘッジ取引
費用・収益の計上	費用・収益の計上	収益費用の計上	
経過勘定項目	経過勘定項目	経過勘定	経過勘定項目
資本金・剰余金		資本金・剰余金	
税効果会計	税効果会計	税効果会計	税効果会計
キャッシュフロー計算書	キャッシュフロー計算書	キャッシュフロー計算書	
後発事象			後発事象
注記事項	注記事項	注記事項	

筆者注：先にあげた会計士協会基準の列記と順番が違うのは、統一して用いる用語にあったものに合わせるためである。

い。

大きな違いがあるものとして次の項目が挙げられる。

1. 繰延資産
2. 引当金
3. 退職給与引当金・退職給付債務

これらを検討してみたい。

1. 繰延資産

繰延資産は、商法上、創立費、開業準備費、試験研究費・開発費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、及び建設利息に限って認められている。中小企業庁基準と税理士会基準は、これら7つを繰延資産と計上できるとしているが、会計士協会基準は、試験研究費・開発費は、研究開発費として発生時に費用処理することとしている。

しかし、例外として中小企業庁基準は、試験研究費・開発費を繰延資産に計上せず、研究開発費として費用処理することも認めているし、会計士協会基準は、「研究開発費は、発生時に費用処理することが望ましいが、商法施行規則（第37条）に従って繰延資産として貸借対照表に計上することができる⁹⁾」としている。

各基準ともに、そのほかにも税法上の繰延資産は長期前払費用として計上することをあげている。

中小会社においてもっとも必要な情報は、債権者の立場から見れば、その債権の担保となる会社の財産状態である。そのことを踏まえると繰延資産は、本来、費用の性質を持った支出で、期間損益計算の必要上当期の費用から除外されて、経過的に資産として処理されたもので実際の資産価値はない。

しかし、現在、公表されている各基準はその繰延資産計上において一致を見せていない。

2. 引当金

企業会計原則注解 18 に従い、各基準ともに、将来発生する可能性の高い費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には引当金を計上しなければならないとしている。

しかし、中小企業庁基準は、これ以外にも法的債務性があるものは引当金に計上しなければならないとしている。また、法的債務性のない引当金についても、重要性の高いものであれば、引当金として計上することが適当であるとしている。

別に、税理士会基準は、法的債務性のあるものについては未払費用等として貸借対照表の負債の部に計上するとしている。

この引当金計上に関しても、各基準は一致を見せていない。

3. 退職給与引当金・退職給付債務

退職給与引当金・退職給付債務についても、各基準は一致を見せていない。

中小企業庁基準、税理士会基準は、「将来の追加拠出の可能性のある退職給付制度を採用している場合」、「追加拠出が生じない制度を採用している場合」、「退職規定がなく、退職均等の支払に関する合意も存在しない場合」の三つを上げている。しかし、会計士協会基準は、「退職給付に係る会計基準」及び「退職給付会計に関する実務指針」による会計処理を原則としている。しかし、従業員数 300 人未満の会社においては退職給付債務の簡便的な計算方法を用いることが出来るとしている。その簡便な方法は「退職一時金制度」の場合と「企業年金制度の場合」と分かれているが、どれも、中小企業庁基準と税理士会基準とは異なっている。

以上、現在、わが国で公表されている会計基準

について検討してきたが、まだ問題は残っている。会計士協会基準は「適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模には関係なく、あくまで一つであるべきであるが、中小会社の特性を考慮して、その適用方法に簡便法等を認める」(以下、シングルスタンダードという)というスタンスを取っている⁶⁾のに対して、明言はされていないが、中小企業庁基準、税理士会基準は「会社の規模等により会計基準を別個に設定する必要がある」(以下、ダブルスタンダードという)というスタンスに立っていると思われる。この根本的な違いが大きな問題である。

シングルスタンダード⁷⁾とダブルスタンダード⁸⁾を比較すると、中小会社に即したものを作成する場合、ダブルスタンダードの方がより即したものが作成できるというのは明白であると思われる。

(開示基準)

税理士会基準は貸借対照表と注記事項以外のひな型を掲載していないが、会計士協会基準は、「中小会社が自発的に計算書類のディスクロージャーをより充実させる場合の参考に供する目的で、各種開示関係書類の記載例やひな型を掲載」している。このひな型は、中小会社においても情報開示が必要と言う観点から作成されたものであり、中小会社の為に大会社のものより簡便に作成できるようになっている。また、商法 282 条1項では貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び監査報告書の電磁的記録を含み五年間公示することとし、283 条第 5 項では、貸借対照表を 5 年間電磁的方法で公告することと挙げているが、このひな型では、付属明細書、注記事項までもひな型としてあげている。これは先に挙げたリスク判断をするために非常に有用である。また、中小企業庁報告書にも商法の規定である貸借対照表だけではなく、損益計算書等も掲載するのが望ましいとされている。事実、中小会社に過重な負担を与えないように簡便な方法による会計基準を作成するに当たって、それぞれ、税理士会基準では「4. 計算書類の開示」において、「商法上の公告として義務付けられている範囲以上の情報を積極的に開示す

ることが望ましい」としているし、会計士協会基準でも、先ほど挙げたようにひな型を提示しているということは、貸借対照表以外の計算書類等も公告することが望ましいとして考えているといえるのではないだろうか。

しかし、現在の制度では計算書類の適正性を確保できない。なぜなら、わが国では、現在、外部監査の強制適用を受ける会社は、商法特例法において大会社とみなし大会社と限定されている。つまり、一部の中会社と小会社は外部監査を受けなくてもよくなっている。

しかし、小会社には会計監査人による監査を強制せず、監査役に会計監査を任せている。これでは同族会社の場合、少なからず同族関係者が監査役となり、特に債権者に対して、計算書類の適正性についての担保がない。そこで、小会社に対し、外部「監査」⁹⁾を行ってはどうだろうか。それにより少なからず真実な表示は歪めることを防ぎ、真実な計算書類が作成されるはずである。

(監査)

この問題に一石を投じたのが、昭和 56 年に出された商法改正案で、その流れの中で提案されたのが外部監査人による監査である。この案は、中小会社に対しても会計情報を開示するからには監査が必要ではないかと言った趣旨で提案されたものであった。しかし、中小会社に対しては、公認会計士が行っているのと同程度の監査を行うには、内部統制組織が確立されていない場合が多いし、費用的にも負担が重い。そこでより簡便な方法で行う「監査」とか「調査」という案が出された。その内容は全ての中小会社を公認会計士のみでカバーすることは困難であるから、公認会計士以外の会計専門家が監査にあたってはどうだろうかと言うものであった。つまり、公認会計士以外の会計専門家とは税理士のことである。それらの案は「監査」→「調査」→「指導」と変化していったが、この一石は大きな波紋を呼んだ。

監査を実際に行っている公認会計士側からは監査の質を落としてしまう。もしくは、監査の信頼性が低下してしまうと言う意見が出、税理士側か

らは、現状の公認会計士を雇って監査を行うほどの余裕が中小会社にはない等といった意見がでたのである。

現状でもこの問題は解決の兆しを見せていない。つまり中小会社が会計情報を外部に提供するに当たって大きな問題点は計算書類の真実性を担保する監査の問題は依然、解決されないままにある。

これらの問題点に関して、中小企業庁基準には、「一般的な小会社として外部監査がないということも検討の前提とすることが適切である」としてあるが、他の税理士会基準、会計士協会基準では、そのことに触れていない。

以上、わが国の中小会社会計基準を見てきたが、英米にも中小会社向けの会計基準は存在する。そちらの方も検討してみたい。

第二節 米英の中小会社会計基準

イギリスでは 1997 年に「Financial Reporting Standard for Smaller Entities : 小規模会社に対する財務報告基準」(以下、イギリス基準という)を中小企業の負担軽減の観点から制定されている。このイギリス基準の軽減処置は、会計基準自体の分量の大幅減(イギリス GAAP が 1600 ページに対し、イギリス基準は 80 ページ)である。また、表示・注記に関しては大幅に簡素化、会計処理の方法は一部を除いてイギリス GAAP とあまり変わらない、そして導入するかどうかは各企業や監査を行う会計士が判断できるとしている。

また、イギリスでは、イギリス基準は十分に機能しており、小会社の場合、株式の流動性が極端に低く、債権者も銀行程度であるから、複雑な会計処理に従った不必要な情報を含み、企業自身が理解不十分なものより、イギリス基準を用いてしっかりしたものを作成したほうがよいとイギリスの民間の会計基準設定機関である会計基準委員会のイギリス基準担当者が述べている¹⁰⁾。

アメリカでは、AICPA(アメリカ公認会計士協会)によって「現金主義又は税法基準による財務諸表の作成・開示の方法(Preparing and Reporting on Cash-and Tax-basis Financial Statements)」(以

下、アメリカ基準という)が作成されている。

これは、もともとアメリカでは、連邦商法・会社法体系は存在せず、各州が独自に会社法を規定している。アメリカの会計基準は、連邦証券取引法の体系の枠内で発達してきたもので、証券取引法適用会社に関しては財務会計基準委員会(FASB)が設定・公表するGAAPに基づいた財務諸表の作成、会計士監査を受けることが義務付けられている。しかし、証券取引法適用会社以外の会社に関しては連邦法レベルでは存在していないため、もっぱら、債権者や株主などの計算書類を利用者のニーズにあわせて作成されるのである。そこで用いている会計基準は様々であり、GAAPに基づいたものからOCBOA(Other Comprehensive Basis Of Accounting:アメリカGAAP適用外の会社についての会計基準)と総称される税法主義や現金主義、修正現金主義に基づくものまでである。このOCBOAには明示的なルールが存在しなかったために作成されたのが、アメリカ基準である。これは計算書類の基礎や慣行と位置付けられているのである。

このイギリス基準とアメリカ基準を検討してみたい。

(適用範囲)

イギリス基準では、売上高280万ポンド(約5億円)以下、総資産140万ポンド(約2億5千万円)以下、従業員50人以下の3条件のうち、2つ以上を満たしている会社を対象会社としている。

アメリカ基準はイギリス基準のような制約条件はないが、「1. 報告主体に内外を問わず、財務諸表利用者が現金主義会計や税法基準による会計処理に基づく表示を理解するとともに、自らのニーズに有効と考える。2. 費用対効果が高い。3. 報告主体の事業活動がこの種の表示に適している。」という一般的条件が満たされるときは常に作成を検討すべきであるとされている。このように、アメリカ基準には対象となる会社の明確な規定はないが、間接金融よりも直接金融が発達している米国においては、利用者のニーズに合わせる方法が採られているのが実情であるため、明確な規定が

必要ないという面もある。

(会計処理基準)
イギリス基準の場合、「固定資産とのれん」、「リース」、「流動資産」、「課税」、「退職給付」、「引当金、偶発負債及び偶発資産」、「資本調達」、「外貨換算」、「後発事象」に関する会計処理基準が規定されている。

この会計処理基準の内、細分化を行い、わが国のものと単純には比較できないが、わが国のものと内容が近いもので比較してみる。但し、「引当金、偶発負債及び偶発資産」に関しては、「引当金」と「偶発負債及び偶発資産」にわけて比較した。

アメリカ基準の場合、現金主義、修正現金主義、税法基準におけるケースバイケースをQ&A方式で提供しているだけなのでそのまま欄外とした。

(開示基準)

イギリス基準の場合、雛型が提示される以前に、「全般的事項(General)」が存在し、そこでいくつか、開示における基準が規定されている。まずもっとも重要だと思われるものは「真実かつ公正な概観(True and fair view)」であろう。この言葉は、中小企業庁基準において、「真実の概観」という用語が用いられていたが、これのもととなる用語であると思われる。

それ以外にも「会計方針」「過年度修正」「真実かつ公正な概観の優先開示」などの規定が存在する。このように全般的な規定が存在した上で、先ほどの会計処理基準が存在する。

そこから、先ほど会計処理基準で挙げた項目にも開示する場合の条件が付されている。つまり、会計処理基準と開示基準が同時に規定されているのである。

開示情報は、貸借対照表、損益計算書、総認識利得・損失計算書、計算書類の注記である。それ以外にも、イギリス基準は「任意開示」としてキャッシュフロー計算書を挙げている。

アメリカ基準の場合、「財務諸表の提示方法及び添付情報に関するガイドライン」で開示方法や

開示情報について言及している。それは現金主義、修正現金主義及び法人所得税基準の財務諸表について、それぞれに指定がある。現金主義会計の場合、必要なのは現金収支報告書である。修正現金主義及び法人所得税基準の場合、収支計算書と資産負債計算書である。さらに株主持分勘定の変化を記した報告書も含まれていなければならないとされている。また、アメリカ基準も必要であれば、キャッシュフロー計算書も開示することとしている。それ以外にも注記事項として、「重要

な会計方針の要約」、「財務諸表に含まれている項目に関連する情報」、「財務諸表上で具体的に特定されていない項目に関連する情報」を記載しなければならないとしている。

(監査)

アメリカ基準をみると、会計基準や開示方法以外にも、監査報告に関する事項が出てくるし、イギリス会社法(1985)には小会社の監査規定(247B)も存在する。

表3 会計基準比較

	中小企業庁基準	税理士会基準	会計士協会基準	イギリス基準	アメリカ基準
会計	会計方針の変更	会計処理の選択と変更			
		時価の意義			
	金銭債権	金銭債権	売掛債権等		
	貸倒引当金	貸倒損失・貸倒引当金			
		外貨建取引・外貨建資産等の換算	外貨建取引	外貨換算	
	有価証券	有価証券	金融商品等		
	棚卸資産	棚卸資産	棚卸資産	棚卸資産	
	固定資産	固定資産	有形固定資産	有形固定資産 減価償却 回収可能価額までの評価損 投機不動産 国庫補助金	
		のれん(営業権)		その他無形資産とのれん	
	繰延資産	繰延資産	繰延資産 ソフトウェア	研究開発	
	引当金	引当金	引当金	引当金	
	退職給与引当金・退職給付債務	退職給与引当金・退職給付債務	退職給付債務		
	リース取引	リース取引	リース取引	リース	
			ヘッジ取引		
	費用・収益の計上	収益費用の計上			
	経過勘定項目	経過勘定	経過勘定項目		
		資本金・剰余金			
	税効果会計	税効果会計	税効果会計		
	注記事項	注記事項	後発事象	後発事象	
				長期請負工事 委託販売 債権譲渡 偶発負債及び偶発資産 資本調達項目	
				現金主義 修正現金主義 税法基準	
開示基準	貸借対照表	貸借対照表	貸借対照表	貸借対照表	資産負債計算書
	キャッシュフロー計算書	注記事項	損益計算書	損益計算書	現金収支報告書
	これ以外にも開示するのが望ましい	キャッシュフロー計算書	営業報告書	総認識利得・損失計算書	収支報告書
		これ以外にも開示するのが望ましい	附属明細書	注記事項	株主持分勘定の変化を記した報告書
監査	なし	なし	なし	あり	あり

第三節 ま と め

これまで、わが国と英米の会計基準を見てきたがこれらを比較すると表3のようになる。

第三章 結 論

以上、適用範囲、会計処理基準、開示基準および監査問題を検討した結果、その問題点が浮き彫りになったと思う。

(適用範囲)

適用範囲については、中小企業庁基準、税理士会基準、会計士協会基準それぞれに、適用範囲が異なる。今後、これらの各基準が統廃合され、収束していき一本化されることが必要ではないだろうか。でなければ、比較可能性が得られない上に、中小会社は、どれを基準とすべきかを見失い、結局、中小会社のための会計基準が定着しないということが起こるのであろう。

現状では、中小会社・中小企業を定義している法律は二つ存在している。それは商法特例法と中小企業基本法である。商法特例法は資本金によって中小会社を定義しており、中小企業基本法は資本金額、従業員数、業種によって規定することで中小企業を定義している。

中小企業基本法はイギリス基準の適用範囲に近く、より正確に中小会社を区分できるようになっている。それゆえ、今後は、中小会社を定義するには中小企業基本法もしくはイギリス基準を前提に、検討してみたい。

(会計処理基準)

中小会社は、ある程度の規模にならなければ、内部向け会計情報と外部向け会計情報の区別がつかない。同族会社の場合、「所有と経営の一致」という図式が成り立つ。所有者は外部の者でないし、資金提供を受ける銀行と所有者は多くの場合、密接な関係をもつ。その他には税務署及び税務会計処理を依頼する税理士しか、その会計情報を知り得ない。つまり、内部向け会計情報と外部向け会計情報を区別する意味も必要性もないのである。

そこで、中小会社の会計基準としては、管理会計と財務会計の枠組みを取り払い、管理会計と財務会計を統合させた会計基準を作成するのはどうだろうかという提案をしたい。

管理会計には、計画会計と統制会計がある。また意思決定会計と業績管理会計という分け方もある。

中小会社の財務会計に管理会計的要素を盛り込むことにより、通常、内部向け、外部向けと区別している会計情報を一元的に把握し、中小会社にとってのより有用な会計システムを構築できるようになると考えるのである。このような会計システムを設けることができれば、一つの会計情報が対外的にも、また、経営目的にも使えるのである。

今後、財務会計と管理会計をベースにした、新しい会計システムを模索していきたいと思っている。

(開示基準)

開示基準に関しては、できるだけ多くの種類の財務諸表・計算書類を開示することが望まれている。そのことを鑑み、諸外国における開示基準を検討しながら模索していきたい。

(監査)

現在、わが国では、中小会社の外部の会計専門家による監査に関しては、否定的な意見も多い。中には、中小会社の中で、監査を受けられない会社は、有限会社もしくは合資会社等に変更すべきであるという意見もある。これらのことを鑑み、外部の会計専門家による監査について更に検討を進め、諸外国における中小会社監査はどのようになっているのかということも検討しながら考えていきたい。

注

- 1) 平成14年6月発表
- 2) 平成14年9月発表
- 3) 中小企業庁『中小企業の会計に関する研究会報告書』平成14年6月

- 中小企業庁ホームページ参照：<http://www.chusho.meti.go.jp/>
- 4) 日本税理士会連合会ホームページ内中小会社会計基準について参照
<http://www.nichizeiren.or.jp/menu.html>
- 5) 日本公認会計士協会ホームページ内中小会社の会計のあり方について参照
<http://www.jicpa.or.jp/>
- 6) 「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」の「本研究報告の基本的な考え方」に明記されている。
- 7) これは「普遍性概念」ともいう
- 8) これは「基本的スケジュール論」ともいう
- 9) 監査に括弧を付しているのは昭和56年に提案された大小会社区分立法の問題点においての表記をそのままを用いたからである。また、括弧が付されている理由としては通常の監査と違い、会計帳簿の記載漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び付属明細書の会計帳簿との合致の有無等に限定された監査であるということを誤認させないためである。本論文においてもこれより以下、限定された監査を「監査」という。
- 10) 中小企業庁『中小企業の会計に関する研究会報告書』平成14年6月
- 中央経済社
- 7 荒木正孝著, 1994, 『現代企業法 第二版』, 成文堂
- 8 伊藤邦雄・上村達男編著, 1998, 『企業会計別冊 金融ビックバン 会計と法』, 中央経済社
- 9 伊藤嘉博・小林啓孝著, 2001, 『ネオバランストスコアカード経営』, 中央経済社
- 10 伊藤嘉博・清水孝・長谷川恵一著, 2001, 『バランスト・スコアカード, 理論と導入』, ダイヤモンド社
- 11 稲垣富士男著, 1996, 『精説 企業会計原則』, 中央経済社
- 12 稲葉威雄・大塚三郎・河本一郎・窪内義正・竹内昭夫・竹中正明・村山徳五郎・山本貢・末永敏和・上村達男著, 1984, 『別冊商事法務 No.75, 大小会社区分立法等の論点』, 商事法務研究会
- 13 稲葉威雄著, 1984, 『別冊商事法務 No.73 大小会社区分立法に関する諸問題』, 商事法務研究会
- 14 河合信雄・寺島平編著, 1983, 『戦後企業会計制度の展開』, 法律文化社
- 15 木内宜彦・丸山秀平著, 1987, 『会社法改正と中小企業』, 三嶺書房
- 16 久保田秀樹著, 2000, 『日本型会計成立史』, 税務経理協会
- 17 黒澤清著, 1982, 『精説 企業会計原則』, 中央経済社
- 18 現代会計研究改編, 2002, 『現代会計研究』, 白桃書房
- 19 櫻井通晴編, 2000, 『管理会計辞典』, 同文館
- 20 茂腹敏明著, 2001, 『未公開会社の会計ビックバン』, 清文社
- 21 鈴木竹雄・竹内昭夫著, 1981, 『法律学全集 会社法』, 有斐閣
- 22 武田隆二編著, 2000, 『中小会社の計算公開と監査』, 清文社
- 23 田中一弘著, 2002, 『企業支配力の制御』, 有斐閣
- 24 中小企業庁編, 1999, 『中小企業政策の新たな展開』, 同友館
- 25 中小企業庁編, 2000, 『新中小企業基本法』, 同友館
- 26 中本映子/中本・アンド・アソシエイツ, 2001, 『バ

参考文献及び資料

- 1 H.Powling, A.pryde and I.sharp, 2002, 『FINANCIAL STATEMENTS FOR SMALLER COMPANIES A Guide to practice and the FRSSSE Fourth Edition』, Andersen
- 2 アーサーアンダーセン・ビジネスコンサルティンググループ著, 1997, 『【ケーススタディ】ABC マネジメント導入理論』, ダイヤモンド社
- 3 合崎堅二監修, 1999, 『黒澤会計学研究』, 森山書店
- 4 新井清光著, 1998, 『現代会計学〔第四版〕』, 中央経済社
- 5 新井清光編著, 1988, 『企業会計原則の形成と展開』, 中央経済社
- 6 新井益太郎著, 1999, 『会計士監査制度史序説』,

- ランス・スコアカード経営入門』, ダイヤモンド社
- 27 ニルス・ゲラン・オルヴ/ジャン・ロイ/マグナス・ウェッター著吉川武男訳, 2001, 『戦略的バランス・スコアカード』, 生産性出版
- 28 蓮井良憲・平田伊和男編, 1998, 『現代商法入門 (五訂版)』, 法律文化社
- 29 広瀬善州著, 1995, 『会計基準論』, 中央経済社
- 30 法務省民事局参事官室編, 1985, 『別冊商事法務 No.77 大小会社区分立法等の問題点 各界意見の分析』, 商事法務研究会
- 31 法務大臣官房編, 1949-, 『現行日本法規 15 民事』, ぎょうせい
- 32 堀口亘著, 2001, 『新訂第3版 最新証券取引法』, 商事法務研究会
- 33 マイケル・ブロムウィッチ/アルヌア・ビマーニ著櫻井通晴監訳 松島桂樹・伊藤和憲・青木章通・山田義照訳, 1998, 『現代の管理会計』, 同文館
- 34 松浦浩司編, 1998, 『商法と会計 上巻』, 税務経理協会
- 35 松浦浩司編, 1998, 『商法と会計 下巻』, 税務経理協会
- 36 松浦浩司編, 1998, 『商法と会計 別巻』, 税務経理協会
- 37 森淳二郎・吉本健一著, 2000, 『会社法(第6版)』, 有斐閣ブックス
- 38 弥永真生著, 1995, 『企業会計と法』, 新世社
- 39 山地秀俊・鈴木一水・梶原晃・松本祥尚著, 1994, 『日本の企業会計の形成課程』, 中央経済社
- 40 横山和夫著, 1993, 『法規会計』, 税務経理協会
- 41 吉川武男著, 2001, 『バランス・スコアカード入門』, 生産性出版
- 42 渡辺泉・渡辺大介編著, 1997, 『会計の仕組と役割』, 森山書店
- 43 中村忠著, 2002, 『新稿, 現代会計学(七訂版)』, 白桃書房
- 44 中央経済社編, 2002, 『会計法規集, 最新/増補(第19版)』, 中央経済社
- 45 神戸大学会計学研究室編, 2001, 『第五版, 会計学辞典, 改訂増補版』, 同文館
- 46 日本会計研究学会課題研究委員会, 2003, 『中小会社会計基準に関する基本研究—特に, 英国の会社会計基準(FRSSE)を巡って—, 47 岩田巖稿, 1949, 『会計原則の比較研究』, 会計, 56巻3号, pp.241-pp.246
- 48 岩田巖稿, 1949, 『会計原則の比較研究』, 会計, 56巻4号, pp.401-pp.410
- 49 加納清二郎稿, 1949, 『監査制度について』, 会計, 56巻4号, pp.394-pp.400
- 50 黒澤清稿, 1949, 『監査制度について』, 会計, 56巻6号, pp.597-pp.606
- 51 黒澤清稿, 1949, 『監査の本義について』, 会計, 56巻6号, pp.555-pp.562
- 52 近沢弘治稿, 1949, 『財務諸表の改善統一』, 会計, 56巻2号, pp.185-pp.216
- 53 近沢弘治稿, 1949, 『企業会計原則と財務諸表との関係について』, 会計, 56巻3号, pp.261-pp.284
- 54 千原千代吉稿, 1949, 『企業会計原則・財務諸表準則』, 会計, 56巻3号, pp.285-pp.322
- 55 原田亮平稿, 1949, 『企業会計原則—一般原則ならびに損益計算諸原則—』, 会計, 56巻5号, pp.503-pp.530
- 56 経済安定本部企業会計制度対策調査会, 1949, 『企業会計原則—損益計算書原則と剰余金原則—』, 会計, 56巻7号, pp.733-pp.768
- 57 経済安定本部企業会計制度対策調査会, 1949, 『企業会計制度の改革』, 会計, 56巻1号, pp.93-pp.102
- 58 経済安定本部企業会計制度対策調査会, 1950, 『監査基準について』, 会計, 57巻2号, pp.222-pp.236
- 59 経済安定本部企業会計制度対策調査会, 1950, 『会計監査役と監査役』, 会計, 57巻6号, pp.780-pp.781
- 60 稲葉威雄稿, 1987, 『法制度としての監査』, 企業会計, 39巻5号, pp.466-pp.467
- 61 神森智稿, 1987, 『商法改正をめぐる中小会社監査の諸問題』, 企業会計, 39巻5号, pp.468-pp.472
- 62 永井一之稿, 1987, 『商法改正問題に関連して』, 企業会計, 39巻5号, pp.582-pp.583
- 63 高田正淳稿, 1986, 『「調査」の問題点と計算書類の信頼性確保』, 企業会計, 38巻4号, pp.468-pp.476

- 64 森實稿, 1986, 「監査制度の進展と監査基準」, 企業会計, 38 卷 4 号, pp.513-pp., 519
- 65 松尾聿正稿, 2001, 「会計の機能とディスクロージャー」, 関西大学商学論集, 第 46 卷第 4 号, p87-p117,
- 66 中小企業庁ホームページ: <http://www.chusho.meti.go.jp/>
- 67 経済産業省ホームページ: <http://www.meti.go.jp/>
- 68 総務省ホームページ: <http://www.soumu.go.jp/>
- 69 総務省統計局統計センター: <http://www.stat.go.jp/>
- 70 日本税理士会連合会ホームページ: <http://www.nichizeiren.or.jp/menu.html>